



# 情報通

2020 . April

4月号

発行：東京税理士会 情報システム部  
 題字：神津 信一 (四谷)  
 (税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

## いよいよ大法人の電子申告義務化が開始されます ～税理士として大法人顧問先をサポートするにあたって～

恵良 健太郎 会員 (麻布)

### 1. はじめに

令和2年4月1日以後開始事業年度より、大法人の電子申告義務化がスタートすることとなります。制度が始まること自体については概ね周知されている実感を得ていますが、自社における影響や課題、対応案の策定までについては、まだ準備ができていない大法人も多いのではないかと思います。

そのような中で、私たち税理士が顧問先である大法人の電子申告義務化対応へのアドバイスをを行う際の参考になればと思い、この記事執筆いたしました。

### 2. どの法人が、いつから、何の申告が対象となっているのか

まずは顧問先が電子申告義務化の対象法人かどうか、義務化の開始時期や対象となる書類について、把握しておく必要があります。

#### [対象法人]

- ・内国法人のうち、事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ・内国法人のうち、相互会社、投資法人及び特定目的会社

#### [開始時期]

- ・令和2年4月1日以後に開始する事業年度(課税期間)から適用

#### [対象となる申告書]

以下の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全て

- ・法人税及び地方法人税、消費税及び地方消費税
- ・法人道府県民税、法人市町村民税、法人事業税及び特別法人事業税  
 ⇒年度の確定申告、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、(令和2年4月1日以後開始する事業年度に係る)修正申告書及び還付申告書が対象

### 3. 義務化対象法人であった場合、まずは届出書の提出を!

顧問先が電子申告義務化の対象法人であった場合、まずは「e-Taxによる申告の特例に係る届出書」を作成し、所轄税務署長に対して提出する必要があります。

#### [提出期限]

- ・令和2年3月31日以前に設立された法人で令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度(課税期間)において義務化対象法人となる場合  
 ⇒当該事業年度(課税期間)開始の日以後1か月以内
- ・令和2年4月1日以後に増資、設立等により義務化対象法人となる場合
  - i) 増資により義務化対象法人となる場合  
 ⇒資本金の額等が1億円超となった日から1か月以内
  - ii) 新たに設立された法人で設立後の最初の事業年度から義務化対象法人となる場合  
 ⇒設立の日から2か月以内
- ・令和2年4月1日以後に義務化対象法人であって消費税の免税事業者から課税事業者となる場合  
 ⇒課税事業者となる課税期間開始の日から1か月以内

### MEMO

- ・この届出書を提出できるのは、令和2年4月1日以後からとなります。
- ・3月末決算で制度開始から義務化対象となる法人は、さっそく令和2年4月末日までに当該届出書を提出する必要があります。
- ・従来から電子申告を行っている大法人も、電子申告義務化対象法人となる場合は、この届出書を提出する必要があります。

### 4. 電子証明書の取得

電子申告を行うためには、e-Tax、eLTAXで認められた電子証明書を用意する必要があります。税理士が代理送信を行う場合は、会社において新たに取得してもらう必要はありません。ただ、大法人は申告書の作成・提出自体を自社にて書面で行っているケースも多くみられるため、複数の選択肢がある電子証明書の取得について、顧問先にアドバイスをを行うことが考えられます。

#### [電子証明書の準備] ※以下のいずれか

- ①代表者のマイナンバーカード
- ②電子委任状+委任を受けた役員や従業員のマイナンバーカード
- ③商業登記認証局の発行する電子証明書
- ④その他e-Tax、eLTAXで利用可能な電子証明書

### MEMO

- ・代表者のマイナンバーカードを使用する場合、総会後に新たな代表者が就任した場合など、電子署名を行う困難さが伴う可能性があります。一方、前述②は、電子委任状の有効期限内であれば前代表者にて作成したものを利用できることから、困難さは解消されるものの、代表者以外の従業員等の個人的なマイナンバーカードを会社業務に利用することに抵抗感が発生する可能性があります。前述③は、法人の代表印のような電子証明書なので従業員等の個人的なマイナンバーカードを利用することになりませんが、当該電子証明書は物理的に形のあるICカードではなく電子的なファイル形式によるものであるため、PCや外部メモリに保存しておく必要があり、その保存先や管理方法をどのようにするか検討する必要があります。
- ・従来から自社にて電子申告を行っている会社において、前述③である商業登記認証局の発行する電子証明書を利用しているケースがありました。

### 5. 利用する電子申告ソフトの検討

申告書はe-TaxやeLTAXにより電子的に提出する必要があります。そのため、国税庁が無料提供しているe-Taxソフトや地方税共同機構が無料提供しているPCdeskを利用するのか、民間ベンダーが提供する電子申告ソフトを利用するのかについて、従来から電子申告業務を取り扱ってきた私ども税理士の経験からアドバイスを行うことが考えられます。

### 6. 申告書やその添付すべき書類の電子化対応

従来から電子申告を行っている顧問先も、今回の義務化対応として十分事前に検討しておく必要があります。なぜなら電子申告の対象となっている書類は申告書別表のみではなく、添付すべき書類も含め全てとされているからです。

そのため決算書、勘定科目内訳明細書、会社事業概況書、第三者作成等の添付書類についても、認められたデータ形式(XBRLやXML形式。例外として、認められた部分について国税庁指定形式によるcsvファイル)で送信する必要があります。

決算書や勘定科目内訳明細書については、国税庁が提供するフォームで作成する必要があります。任意のフォームではない点、ご注意ください。

特に決算書について会社で利用している会計ソフトがXBRL出力に対応していないケースや、勘定科目内訳明細書を決算役員会提出資料で代用しているようなケース、申告書別表内の明細部分を別紙添付としてエクセルデータで作成・紙出力で添付しているようなケースは、義務化対応について非常に悩ましい場面も多く出てくるかと思っておりますので、事前に十分に検討しておく必要があります。

#### 法人税及び地方法人税

	法人税申告書別表	決算書	勘定科目内訳明細書	会社事業概況書	適用額明細書	第三者作成等の添付書類
[原則]	XML形式	XBRL形式	XML形式	XML形式	XML形式	PDF形式
[例外]	一部につきCSV形式	CSV形式	CSV形式	—	—	—

電子申告義務化の対象書類とデータ形式

### 7. 我々税理士が電子申告で代理送信している場合もご注意ください!

従来から税理士が電子申告によって代理送信しているケースであっても、会計ソフトと税務申告ソフトが連携していない場合や、決算書や勘定科目内訳明細書は税理士が作成せず顧問先が独自フォーマットによって作成している場合、民間ベンダー税務申告ソフトでは未対応の別表がある場合などで、決算書や勘定科目内訳明細書、一部の別表について書面にて別送していることもあるかと思っております。

上記6に記載の通り、原則として全ての提出書類について認められた形式によって作成した電子データによる電子申告が求められます。申告時期に慌てて対応することのないように、事前に顧問先と十分に連携をとり、制度で認められた方法により電子申告が行えるかどうかを検討して準備しておく必要があります。